

東京大学史料編纂所所蔵「加々山文書」

松澤克行

で、ここでは述べずに省略したい。

本稿で紹介するのは、平成十年（一九九八）に本所が熊本の古書肆舒文堂河島書店より購入した、細川忠興（永禄六～正保二・五〇三～一六四五）・忠利（天正十四～一六四六～寛永十八・一六二九～一六四九）の文書三十二点である（架番号〇六七一一一四）。

内訳は、忠興文書一点、忠利文書二十八点、光尚文書二点であるが、自筆を含む藩主の原文書が、これだけまとまっているのは珍しい。また、整理の結果、そのほとんどが新出であることも判明したので、今回この場を借りて、全文書を翻刻し紹介することにした次第である。

さて、この文書群の経歴であるが、舒文堂店主の河島一夫氏によると、平成五年、六年頃、旧熊本藩士の加々山家から文書が出、そのうちの百点余を購入したのだという。その後、諸方に売却もしたが、縁あって、当時待賈していたもの全点を本所に納めたとのことである。たしかに、本文書群のうち宛所があるものには、一点を除いて必ず加々山主馬（可政）が含まれている。したがって、当文書群が加々山家に旧蔵されていたものであると判断し、「加々山文書」と名付けることが妥当である。

差出の細川忠興・忠利・光尚は、近世前期に豊前小倉藩三十九万九千石、次いで肥後熊本藩五十四万石を領した三代の大名である。この三代の略伝や時々の政治的動向などについては、既に山本博文氏の著述がある⁽¹⁾。

ところで、忠興・忠利・光尚の文書としては、財團法人永青文庫が原本を所蔵し、本所が『大日本近世史料 細川家史料』（以下『細川家史料』）として順次編纂・出版しているものや、藩政時代の宝暦・天明年間に熊本藩士小野武次郎が編纂した細川家の家史、『綱考輯錄』（『細川家記』）に収載されたものが夙に有名であり、研究者によって利用してきた。このうち『綱考輯錄』には、家臣に宛てた忠興・忠利・光尚の文書も収録されており、当文書群との関係も気になるところである。そこで同書を通覧してみたところ、全三十二点の内、寛永十五年の文書四点は掲載されているものの、他の二十八点は未採録であることが確認された。この二十八点に

は、肥後入国や、忠利から光尚への代替わりに際するものなど、本来『綿考輯錄』に収められて然るべきものも含まれている。『綿考輯錄』は、平野長看撰『御家譜』などを参考にし、それらを取捨選択して編纂されているので、その過程で落とされてしまったのであろうか。それとも、『御家譜』など先行する参考文献が編まれた際、既に採用されなかつたのであるうか。その間の事情は未詳である。

いずれにしても、「加々山文書」にはこの様に多数の新出史料が含まれており、「細川家史料」や「綿考聚錄」などと相補い合い、特に忠利の動向や政治感覚、彼を取り巻く状況などを窺い知ることができる、貴重な文書群であると言うことができる。

二

次に、翻刻の順に従つて、各文書の概要を示すことにしたい。翻刻は忠興・忠利・光尚ごとにまとめ、年次の推定できるもの、月日のみ明らかなもの、年月日未詳のもの、の順に配列した。

A 細川忠興文書

1は、細川忠興の自筆書状案である(口絵)。忠興と忠利の筆跡は酷似しており、どちらの書かを判別するのは困難な程であるが、文中に「越中守(=細川忠利)ニ申聞候」とあることから、忠興のものと判断した。切紙の表裏に、「五郎左衛門尉殿」から「宮内様」への詫び言の件について書き記されており、忠興からこの出入りの関係者に送られた書状の案文であると考えられる。文中、忠興とともに、忠利もこの出入りの扱いに関わっていることが分かるので、忠興が書状を差し出す前に、その案文を忠利に届けて見せ、それが何らかの理由で、忠利側近の可政のもとに留められ、加々山家に残されたのではないかと考えられる。

B 細川忠利文書

2から4の書状は、いずれも月付が閏八月となつてゐる。忠利の存命中、閏八月が存在するのは、慶長九年(一六〇四)と元和九年(一六二三)の二年だけである。2から4には「越」の署名が見られるので、いずれも忠利が名乗りを内記から越中守に改めた、元和八年十二月以降のものである。したがつて、この三通は、元和九年のものであることが確定する。この年の六月、將軍徳川秀忠と世子徳川家光の上洛が行われ、七月二十七日、京都で家光に將軍宣下が行われた。忠利は江戸に居たが、扈從のため五月に入京。暫く留まつて、將軍宣下が終わつた後、閏八月一日に京を発つて小倉へ帰国している(一二三号、一二八号⁵)。したがつて、いずれも國元から在京中の可政等へ送られたものである。伊丹康勝への状の送り方や(2)秀忠への進物の処理について(3)細々と指示していることなどからは、忠利の几帳面な性格が窺える。

5の書状では、「二条々申来候」、すなわち二条城より連絡があつたとあるので、忠利が在京していることが分かる。しかも、二日後に將軍へ、三日後に大御所へ、それぞれ御札を述べる予定であることから、大御所と将军も上洛していることが分かる。そこで、「越」と署名されているので、前述の基準によつて元和八年十二月以降、大御所と將軍が八月に上洛していくケースを探してみると、元和九年と寛永三年の二ヶ年が候補となつてくる。⁶ここで『徳川実紀』を参照すると、寛永三年、八月十八日に大御所秀忠と將軍家光がそれぞれ左大臣と右大臣に昇任し、二十七日に家光(淀在城)へ、二十八日には秀忠(二条在城)へ、諸大名から御札がなされており、本状の「廿七日ニ將軍様へ何も伺公いたし官位之御札可申上」「廿八日ニ大御所様へ御札可申」という内容と一致する。そこで、同年のものであると確定することができる。

6は、堅紙の表裏に、忠利の自筆で文章が認められている(口絵)。岡

山藩の牢人と思われる「へつしよ主計」の召し抱えの件で、岡山藩主池田忠雄の重臣である荒尾志摩守嵩成に、叶え難き旨、弁解したものである。

文中、「口上ニこと申候てハいか」と、覚書にて如此候」とあるが、別に「何もかもあり様ニしま殿へ申入候よし、可申候」とある様に、荒尾へ送られた覚書そのものではなく、荒尾へ申し入れる内容を指示した文書であることが分かる。こうした文書を、細川家で当時何と称していたのかは未詳であるが、例えば薩摩藩では、藩主の指示を伝える文書を「仰出御書付」と称している。そこで、本稿ではそれを参考に、忠利の指示が記されたメモ的な文書を、姑く「細川忠利御書付」としておきたい。なお、池田忠雄を「宰相殿」と称していることから、彼が参議に任せられた寛永三年八月十九日以降、没する寛永九年四月三日までのものであるので、この位置に収めた。

7から9は、肥後藩主加藤忠広が改易され、その跡に忠利が転封される前後のものである。

7の書状は、仙石久隆が小倉まで帰るための馬の用意を申付けているところから、忠広の改易後、久隆が板倉重昌と共に忠利の肥後転封上使として九州に出向いた、寛永九年のものであることが分かる。上使両名は、十一月二十日に小倉に着し、二十三日には同地を発つ。熊本へは二十六日に着している（五五四号・一七七二～三号）。忠利は十月四日に肥後転封を仰せ出されて十月十五日に江戸を発ち（綱考輯録）、十一月十日に小倉に到着している（一七五一号）が、久隆の使者が小倉を訪れた時は、生憎鷹野に出て小倉を不在にしていたようである。そのため、使者の接待や留守の理わり方について指示を与えたのである。

8の書状は、忠利の肥後転封後に旧領豊前へ入る小笠原忠眞の名前と、国元の惣庄屋への貸し米の処理について書かれていることから、やはり、寛永九年のものであると判断できる。

9は、「口今熊本へ著候」とあり、日付が十一月九日であること、忠利肥後転封の上使、仙石久隆と板倉重昌の名前が見えることから、寛永九年十二月九日、熊本入城当日に書かれた書状となってくる。

10の書状は、榎原職直を「榎飛」と記していることから、職直が飛驒守に叙任された、寛永九年十二月十五日以降のものである。二つ目の一つ書には、職直が五月二十八、二十九日に江戸を発ち、六月八、九日に京着するであろうことが記されている。そこで、『徳川実紀』等を手懸かりに、職直の動向を確認してみると、五月末から六月にかけて江戸から京都へ移動しているのは、長崎奉行として同十一年、同十二年、同十三年に任地へ赴いた時のいざれかとなってくる。また、本状の追而書と八つ目の一ツ書には、忠興が豊前経由で九州＝八代から移動することが書かれている。右の三つの候補のうち、忠興が五月末から六月にかけて八代より移動しているのは、寛永十一年、將軍家光の上洛に伴っての際だけである。⁽⁸⁾よって、本状は同年のものであると判断される。この年五月十八日、職直は長崎奉行に任せられており、任地に赴くために京都を通過したのである。忠利は職直とは親しい間柄であったので、彼が長崎へ赴くために種々の手配をしているのである。なお、追而書にある「有間_馬」とは、湯治場として有名な、摂津国の有馬である。忠利は、家光の上洛に先発して五月九日に江戸を発ち、二十一日には京の上鳥羽の宿所に入るが、痰氣を発したため、養生のために二十八日より有馬に入湯し、十四日後の六月十二日に上鳥羽へ帰っている（綱考輯録）。本状四つ目の一ツ書は、このことを記したものである。

11は、父忠興をはじめとする親族への音信を記した自筆の注文である。忠利の妹万の母明智氏が、寛永十二年十一月十九日に没している（綱考輯録）ので、この位置に収めた。

12は、鷹を日向守（水野勝成か）に贈ることなどを指示した書状である。

る。光尚のことを「肥後」と呼んでいることから、彼が肥後守に叙任された、寛永十二年七月二十三日以降のものである。また、細川家臣である平野太郎四郎の名前が見えるが、彼は同十五年二月二十七日、島原の乱で討ち死にしている〔先祖附〕ので、それ以前、同十四年までのものとなつてくる。そこで、今はこの位置に収めた。

13～16は、前述した、『綿考輯録』に寛永十五年として収録されているものである。『細川家史料』所収の文書内容との矛盾もないことから、同年の書状であることは確実である。今回、原本と『綿考輯録』の記事を校合したところ、後者には編纂時における誤写等と思われる箇所が間々見られたので、本稿ではあらためて全文を翻刻した。

さて、寛永十五年の島原の乱で、細川家は二月二十七日に本丸へ一番乗りして大功を挙げたが、江戸では細川家を妬む者もあり、忠興は、手柄話などはせず上使の將軍への報告を待つよう、忠利に忠告している程である。⁽⁹⁾ 13の六つ目の一つ書や14の三つ目の一つ書などからは、当時のそうした状況を背景に、忠利が論功の行方を気にしていた様子を窺うことができ。特に黒田忠之は、本丸一番乗りと誤解して上使にその旨を注進しており（直後に誤りであることは明らかとなるが）、上使がいまだ凱旋していない江戸では、情報が錯綜していた様子も窺える（13の六つ目の一つ書）。忠利は、將軍家光の信任厚い柳生宗矩が、忠之と親しいことを気にかけていたが（13の十二番目の一つ書）、宗矩は島原での働きを將軍へ十分に披露するなど、ことのほか細川家に対して好意的であった。そのため、忠利は光尚に宗矩への音信を欠かさぬよう指示している（一二四〇～四一号）。15の一つ目の一つ書は、そうした背景によるものである。16は、『綿考輯録』に「六月、江府の御留守居に金子被下候節、加々山主馬に被下廿五日之御書」と注され、収載されているものである。「先祖附」にも同様の記事が見え、加々山家にとつては重要な文書であったことが窺える。

17は、加々爪忠澄・野々山兼綱の名前と、九州諸大名の島原、あるいは小倉への召集から、寛永十七年五月十七日、交易の再開を求めてマカオからのボルトガル船が長崎に着岸したことに関するものであり、同年の書状であることがわかる。

18から24は、年末詳のものである。

18は、前年十二月十日付の加々山可政の書状を見たという、忠利の返状。19は、本状に添えられた追而書である。光尚を「肥後」と呼び、また龜井茲政の能登守叙任が寛永十二年十二月晦日であることから、翌十三年以降のものである。20は、領内の堤普請の検分などを指示した書状である。肥後飽田郡にある河尻の地名が見えることから、忠利が肥後に転封された寛永九年十二月以降、すなわち翌十年以降のものであると判断される。

21は、萩原兼従の知行地の事と朝廷への出仕について、將軍への取成しを幕府の年寄である酒井忠勝と土井利勝へ頼む旨、親しい旗本の伊丹康勝への申し入れを指示した書状である。兼従は公家の吉田兼治の子で、祖父兼見の養子となり、萩原を称して豊國社の社務を務めた。豊臣氏の滅亡によってその職を失ったが、その後、元和二年、幕府より豊後に千石の知行を与えられた。⁽¹¹⁾ 萩原家は、寛文期にも豊後速見郡で千石を領している〔寛文朱印留〕ので、元和当時の知行地も速見郡にあつたのではないかと推測される。もつとも、知行地の蔵納には萩原家はタッチせず、速見郡を領した細川家、次いで小笠原家（杵築藩）から、相当分の米を受け取るだけであったことが、この文書から窺える。また、兼従は當時公家としても認められておらず、身分的にも中途半端な状況であったことが窺える。忠利は兼従と縁戚関係にあったので、こうした状況を改善してやろうと、以前は將軍家光の出頭人である稻葉正勝に相談し、そして今度は酒井と土井に働きかけようとしたのである。小笠原氏（忠知）が豊後に入国してい

ることから、寛永九年十一月以降、すなわち翌十年以降のことであることになる。

22は、来年の公儀手伝普請に際して派遣する家臣の入用の捻出について、国元年寄の方針を修正するよう指示した書状である。手伝普請は、寛永十三年の江戸城石垣普請でもあるうか。今は未詳である。23は、詳細は不明であるが、公家の近衛信尋に何事かを申し入れるよう、指示した書状である。阿野実顕は近衛家の家礼であり、また忠利と縁戚関係にある吉田兼治の女を室としている（『系図纂要』）ことから、信尋への取次を期待されているのである。また、追而書に、忠利室の「気のちがひ」「氣隨」の噂が京中に流れていることが記されている。花押の形態が、2～4の元和九年のものと同じなので（一四六頁、図三参照）、あるいは元和八年、病のために、忠利室の国元から江戸への移住を延期したことが、京都で取沙汰されたいたのかもしれない。しかし、未詳である。24は、肥後国拝領の祝儀振舞の件で、幕府年寄の土井利勝に指示を仰ぐよう指示した、自筆の御書付である。なお、肥後拝領が記されているので、転封を命ぜられた寛永九年十月四日以降のものである。

25から29は、年月日未詳のものである。

25は、金の銚子と提子の仕立て直しを指示した、自筆の御書付。26は、弟立允の無事を知り、安堵したことなどを記した自筆書状である。27は、榎原職直と豊後日目付に贈る蜜柑について指示した、自筆の御書付である。

蜜柑は八代蜜柑であろうから、忠利が肥後に転封された寛永九年以降のものではなかろうか。28は、振舞か茶会かの客組を記した自筆の書上である。「中なこん殿」は、忠利の妹禰々を娶った、公家の烏丸光賢でもあるうか。29は、加々山可政宛ではなく、七左衛門（忠利の小姓組番士浅野氏か）宛である。可政宛の書状を届けるよう七左衛門に指示した自筆御書付であり、書状とともに可政に届けられ、加々山家に残されたのである。

C 細川光尚文書

30の書状は、光尚が「六」と署名していることから、元服して肥後守に叙任された、寛永十二年七月二十三日以前のものである。現在知られている光尚の書状は数が少ない上、「六」時代のものは特に珍しく、花押も据えられていてことから、貴重な一点である。

31は、光尚の「光利」時代の書状である。五つ目の一つ書に、十一月二十八日、細川家の重臣松井寄之（実は忠利弟、光尚叔父）に息子（直之）が誕生したことが書かれている。『松井家譜』によると、直之の誕生は寛永十五年十一月二十八日なので、書状の日付と考え合わせると、同十六年のものとなる。この年、光尚は二十歳。父忠利の指示を受けながら、江戸での社交を着実にこなしている様子が、この書状から窺える。

32は、光尚の「光貞」時代のものである。一つ目の一つ書で、国元の仕置は忠利の時と同様に行うべきことが示されていることから、寛永十八年三月十七日に忠利が没した直後、加々山可政等六人の忠利側近に心得を示したものであると判断される。光尚は同年五月四日に遺領相続を仰せ出されれるが、それに先立って、新国主として亡父の遺臣に臨み、彼等の引き締めを行っている様子が窺える。

三

最後に、書跡と花押について、少しく触れておきたい。

まず、書跡についてであるが、自筆と断定できるものが、忠興一点のではなかろうか。28は、振舞か茶会かの客組を記した自筆の書上である。（1）、忠利八点（6・11・24・25・26・27・28・29）、合わせて九点確認することができた（口絵に1と6を掲載）。また、現時点では断定を留保したものの、忠利文書のうち、2～5・7・12・18・19・23の九点は、自筆の可能性があると考えられる。まず、このうち2～5・23の五点は、書風から一人の手によるものであると判断できる。よく知られた忠利の肉太



図I (寛永三年) 八月廿五日 細川忠利書状 (5号文書)

の筆致（口絵参照）とはやや異なるものの、彼の書き癖に類似した点が所々に見られ、右筆書の様に定型化されていない自由な筆勢も、全体から窺える。5などは、正文でありますながら、補入や二行余にわたる抹消が施されており（図I）、右筆書であるとは考えにくい。忠利が自ら筆をとった認めた可能性が強いのではなかろうか。また、7・12・18・19であるが、こちらは料紙が小型の切紙であることに注目した。一体、右筆に小切紙などへ書かせたりするものなのであろうか。肉太の典型的な筆跡とは異なるが、やはり忠利らしい癖は認められる。忠利がありあわせの紙に認めたと考えるのが、自然なのではなかろうか。書風というものは、小堀遠州に見られるように、一人で同時期に複数をもつ例もある。¹⁴したがって、忠利がよく知られたものの外に、書風をもつていたとしてもおかしくない。そこで、右のような推測を試みたのであるが、いかがであろうか。全文書の図版を掲げられないのは残念であるが、大方の御意見を待ちたいと思う。

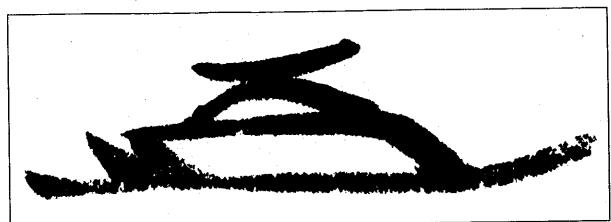
次に、花押についてであるが、忠利文書に十三点、光尚文書に三点、花押が据えられていた。忠利文書については、ローマ字青印が捺されたものも一点ある。忠利と光尚の花押は、「細川家史料」十三、十五に、寛永期のものがサンプル提示されており、特に忠利の花押については、形状から1・2・3型の三種類に分類・整理されている。今回「加々山文書」から採集された忠利の花押のうち、8・20は1型、14・18は2型、10・13・15・16・17は3型に当たり、それぞれ既知のものである（図II）。しかし、2・4・23の花押は、元和期、あるいは同期と推測されるものであるため、『細川家史料』ではカバーされておらず、新出のものである。年代の明らかな忠利花押の新サンプルとして、貴重なものとなってくる（図III）。光尚の花押については、31・32の花押は、「細川家史料」掲載のものと同じタイプのものであるが（図IV）、30の「六」時代の花押は新出のものである（図V）。年末詳ではあるものの、貴重な採集をすることができた。



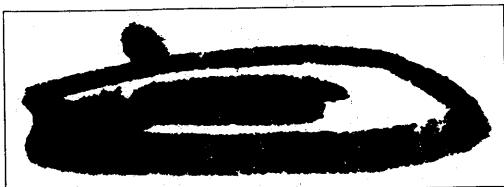
2 (元和九年) 閏八月十五日



8 (寛永九年) 十二月六日 (1型)



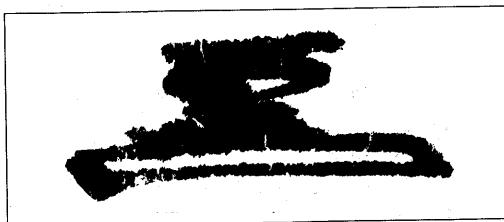
3 (元和九年) 閏八月廿日



14 (寛永十五年) 四月十二日 (2型)



4 (元和九年) 閏八月廿一日



10 (寛永十一年) 五月晦日 (3型)



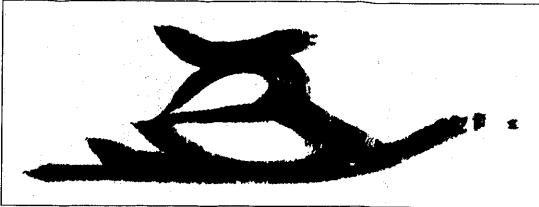
23 年未詳 十一月八日



9 (寛永九年) 十二月九日

図Ⅲ 細川忠利花押 (原寸)

図Ⅱ 細川忠利花押(1～3型)・ローマ字青印(原寸)



31 (寛永十六年) 正月五日

図IV 細川光尚花押（原寸）



30 年未詳 二月廿三日

図V 細川光尚花押（原寸）

三年～平成二年）として刊行されている。

(4) 土田将雄「『綿考輯錄』の成立と編者」（『綿考輯錄』第二卷、汲古書院、昭和六十三年）。

(5) 以下、本稿で特に断らなければ、番号は『細川家史料』の細川忠利文書のそれである。

(6) 元和九年は、前述の通り在京中に家光に將軍宣下がなされ、秀忠は大御所となっている。

(7) 山本博文「薩摩藩政文書の古文書学的考察」（『舊記雜錄月報』二〇、鹿児島県立歴史情報センター黎明館、平成十一年）。

(8) 五月二十九日に八代を出立し（七二四号）、六月二十日に京着している（『綿考輯錄』）。

(9) 山本博文前掲『江戸城の宮廷政治』、三一七～三三三頁。

(10) 「先祖附」には、「島原御陣之節者江戸御留守居詰被仰付、御帰陣之上、段々御懇之被成下御直書、金子等茂被為拜領候」と見える。

(11) 『舜旧記』（史料纂集）元和二年十一月二十日条。

(12) 忠利の叔母が、兼従の父吉田兼治に嫁している（『細川家系図便覽』、東京大学史料編纂所所蔵、架番号一〇七五一三四）。

(13) 東京大学史料編纂所架蔵謄写本、架番号一〇七五一二〇四。

(14) 波多野幸彦「小堀遠州の手紙—書の遊び心—」（『書の文化史—書状に見る人と書—』、思文閣出版、平成九年）。

〔註〕

なお、「加々山文書」の現態は、ほとんどが未装（マクリ）の状態であり（一十六点）、四点（2・19・27・30）が台紙貼り、二点（15・16）が軸装されている。表装の基準や時期は不明である。未装のものに文字の力スレや虫損が見られるものの、保存状態は比較的良好である。料紙はすべて楮紙である。

(1) 山本博文『江戸城の宮廷政治—熊本藩主細川忠興・忠利父子の往復書状』

（読売新聞社、平成五年）。

(2) 永青文庫所蔵、熊本大学附属図書館寄託。

(3) 細川護貞監修 石田晴男他編『綿考輯錄』一～七（汲古書店、昭和六十

〔采文〕

凡例

一、漢字は常用漢字を用い、変体仮名は現行の仮名等に改めた。
二、文中に適宜読点・並列点を施し、誤字等は「」で傍註を付した。

抹消は左傍に「」を付し、塗抹は■を、判読不能な箇所は□をもつて推定字数分を表した。

「文書ごとに（）で人名註を付した。

1 細川忠興書状案（切紙、自筆）

御書付之通、則_{細川忠利}越中守ニ申聞候、

縦二八・〇七
横二八・〇七

追而申候、当月廿日ニ役者迎ニ舟を上候、晦ニ必大坂へ参候、理ニ可申触候、下候者之書立別紙ニ遣候、以上、

閏八月十五日
富田十一大夫殿
加々山主馬殿
(司政)

越
忠利（花押）

3 細川忠利書状（折紙）

縦四六・五一
横四九・五五

尚々、女とも上候舟の儀、来月へ入可申候、京ニ申付候道具、弥出来仕候やうに可仕候、女共下用意の事ニて候、又女共乗候舟、もとりに愛宕へ壺取可下候間、九月十日比ニ吉田まで成共淀まで成共下候様ニ仕候而置可申候、_{三脚力}斎壺も下可申候、委細口上ニ申候、以上、

一筆申候、役者とも、又玄蕃殿・將監など乗候舟差上候、先書ニ書付差上候へとも、又書付遣候、当月中ニ舟ニ被乗候様ニ可仕候、又小作之儀、終ニ何とも不申越候、いかゞ仕候哉、又_{井利勝}公方様いまた御逗留候者、菓子など上候間、可然様ニ仕、上可申候、又大炊殿其外も見合可申候、はや還御候ハ、八条様_{前題}・関白様_{九条忠業}・休無様_{元吉}へ見合、上可申候、為其、判紙五枚遣候、舟之上乗_{八条吉昌}・_{親王}不破半右衛門・乃美久兵衛遣候、船中暗不自由ニ無之様ニ

2 細川忠利書状（折紙）

縦三二・四
横四七・〇七

一儀何とすミ申事候哉、正源院ハいか_{可申候}か様御用外にあるましく候間、そつ殿ニもせいを御入候て可被下候よし、可申候、以

上、

後八月廿日

加々山主馬殿
(司政)

越（花押）

此状共可相届候、喜介殿への状ハ態封すニ遣候、其元ニいまた御入候者、封候而可届候、はや江戸へ御下候者、其儘善大夫ニ相渡、江戸へ可遣候、其外之状とも、江戸へ被下候衆候ハ、江戸へ可遣候、上方之状何も可相届候、謹言、

追而申候、八条様へ進物上候ハヽ、状をハ野尻左衛門尉所への状ニ
仕、上可申候、又門脇白様への進物朝浅山吉道兵部への状ニ可仕候、

4 細川忠利追而書（切紙）

縦五八・二種
横五三・六種

以上、

立花忠成

追而申候、立花忠成名彼一儀ニ付而、知足院へ状参候、又八幡式部卿所へ

之文箱、是又知足院へ飛脚を召連持参申、飛驒殿御書中尤との儀候者、

我等此飛脚之内一人、式部卿所へ飛驒殿御飛脚ニして可遣候事、

一、彼小姓、我等故ニ迷惑仕様ニ成くたり候ヘハ、とかくすてをかられす候

事ニ候間、ながくもミしかくも知足院と相談可申候、只今までハ正源

院・帥才覚にて、中坊口を待候事、

一、只今飛脚三人差上候、此内一人ハ飛驒殿の飛脚、一人ハ正源院へ遣

候、一人ハ沅西堂へ遣候、此三人之飛脚之内、一兩人も彼小姓奉公人ニ

ノ置候而能候ハん哉、かたく豊前之ものニテ無之段ハ申付候、又健成も

のニテ候、然とも、在所之ものも不審をたて候様ニ候者いかゞニ候間、

人に事もかけす候ハヽ、不入事かとも存候、其段、西堂と相談可申候、

一、三人之飛脚之内一人ハ奈良へ参、返事を取、直ニ下はすニテ候、

一、寺侍ニ書状并和泉殿への案紙見申候、いつれもの御分別ニテ候へ共、是

ハ中々下の才覚ニテ候、とかく正源院・帥被仕様よきかと存候、謹言、

閏八月廿一日
立花忠成

加々山主馬殿

越（花押）

5 細川忠利書状（折紙）

縦五七・六種

猶々、右之分、よくかつてん申て、丹後殿へ可申候、御さしつを

書状見申候、淀へ之事、明日、御日見ニ可參由細川正勝、心傳申候併只今二条
申來候ハ、廿七日ニ細川家光將軍様へ何も伺公いたし官位之御礼可申上由、申來
候、細川秀忠廿八日ニ細川家光大御所様へ御礼可申上之由ニ候、用ニ付明日主井利勝大炊殿へ可參
由申入而候間、右之段只今の儀ニ候間、丹後殿此儀御存知なき以前ニ可為
御差図候間、此段丹後殿へ可申候、左候者、廿七日之朝稻内匠殿へ可參
候、若御差合も候者、明日返事可申越候、以上、

寛永三年八月廿五日

加々山主馬殿

沖津弥五右衛門殿

6 細川忠利御書付（堅紙、自筆）

縦四五・七種

覚

一、へつしよ主計事、御かまいも無之候間、我々国に存候者も有之間、下て

い申度候よし申候、國にい申候内つゝき申ましく候間、ろう人分にてミ

ツキも仕候へと申、くるしからざる人ニ御さ候哉、

一、主計おや御入候よしニ候、これハ云々とハリ不申候へハならざる仁にて候

よしニ候、主計やしない不申候へハなり不申よし申候、さやうニ候へ

ハ、子をなづけニしてかゞ候様ニ宰相殿思召候ハんと存候、くるしか
らざる様子ニ哉承度候事、

一、主計もてつぼうなとよく申候フル人之よしニ候、さやうの事、家中之者
にもミせ申度候の事にて候故、我々ためにハ主計にてすミ申候故、お
やを少もかゞへ申度わけ一切無御座候、然とも、主計、右之ことくニ申
候間、いかゞしたる事にて哉承度候て、如此候、あらを殿御分別にてす
ミ申候事ニ候ハヽ、可申候、さなく候ハヽ、宰相殿へ内儀を御うかヽ

丹羽龜丞
(政吉)

縦三二・四種

縦五〇・二種

9 細川忠利書状（切紙）

い候て可被下候、かやうニ申候も、懸御目申候ニうしろくらキ仕合之様
ニなりてハいかゝと存、何もかもあり様ニしま殿へ申入候よし、可申
候、口上ニこと申候てハいかゝと、覚書にて如此候、必々少も／＼宰相
殿御心かかりたるヘキと思召候ハ、御内儀にても被仰候ましく候、ろ
う人分にても中／＼かゝへ申ましく候事、

以上、

7 細川忠利書状（切紙）

縦二四・八種

仙石殿之使遙々被參候間、廿七日ハ風呂などへ入、小袖・道服遣、小倉迄
返り候馬、入程申付可遣候、其元ニ逗留中、振舞以下下々迄念を入可申
候、使へ可申ハ、國なかへ鷹野ニ罷出居候故、使へも相不申候由、可申候、以上、
て相可申ハ、隔心かましく候故、使へも相不申候由、可申候、以上、

霜月廿六日

越

加々山主馬殿
(司政)

8 細川忠利書状（折紙）

縦四九・七種

尚々、不及返事候、以上、
又、(細川忠利)三斎様御上候ハ、舟ともあまた可參候、左候ハ、何も自由た
るべく候、以上、
又申候、三斎様御著候而御氣嫌よく候通、有間(馬)へ可申越候、為其、使
付置候由申候而、左右を可申候、

飛脚を以申候、

一、此極(細川忠利)飛州へ之状被上候間、道へ其元迄飛脚兩人ニ而相次第二可遣候、返
事を取候而急帰候へと可申付候事、

一、飛州事、五月廿八九日之間ニ江戸を被立候、左候ハ、八日九日之比京
迄可被參候、京之やと尋候而參候へ、又何日ニ京へ御著候と承候へと申
付、京へ御著候ハ、芦村十郎左衛門を遣、先様御用を可承候、

田中兵庫殿
(氏次)

横山助進殿
(重義)

加々山主馬殿
(司政)

十二月六日

越（花押）

以上、
態以繼飛脚申候、惣庄屋共事之外精を出候、其上右近殿(小笠原忠義)ためニても候間、
我等手前迄之借米之分ハ、一国之惣庄屋ニ不残可遣候、此段可申渡候、謹
言、

10 細川忠利書状（折紙）

縦三二・四種

只今熊本へ著候、就其、板倉内膳殿・仙石大和殿へ状進候間、可相届候、
兩人之衆はやく御上候ハ、申付候通ニ音信之物相調、使者進之候由申候
而可遣候、使者無之候ハ、郡奉行共之内にても可申付候、以上、

十一月九日

越

加々山主馬殿
(司政)

縦四六・五種

人之少上、又乗馬竟疋在之由ニ付而、其段はや申付候、川舟之事、我等
今度乗候舟之分□之ことく付させ候而待可申候、下々之乗候舟ハ何
舟ニ而も可申付候、今度我等乗候やかた舟も二三艘候キ、勿論せツчин
舟もそへ可申候事、

一、たる 五ツ
たかのとり

一、我等事、六月十一日、二十七日めニ而候、多分是ニ可帰候、かちを二日ニ
可参候事、但飛驒殿京之逗留無之候ハ、十一日ニ○ふりニ可参候事、
一日

一、万ニ一我等おそキ事候ハ、御用、加々山司政主馬高見重政内膳坂崎成政・權右衛門承可達候事、

一、銀 五十枚

万母鳥丸光賢室、忠利妹
称々明智光忠女、細川忠興側室

一、海船ニ奉行可進候へ共、舟之乘前ニハたりニ不成ものニ候間、進問敷
候、あし村×むらを大坂迄供させ可申候、

一、まき物 十
こそて 五ツ

馬・太刀

一、海舟之賄ハ此方そなへ可申付候、川舟之も弁当なそ入させ能候ハ、芦村と
談合可申候、何用ニも飛州勝手能様ニ可仕候事、

一、豈前守御上り候而可給由、可申候事、

一、荷物ハ急ニ入分ハはや舟にて廻シ、残ハろかすなき舟ニ而も不苦候事、
一、何様ニも芦村ニ相談させ、船頭ニ可申付候、謹言、

五月晦日貞永十一年 越花押

12 細川忠利書状（切紙）
此鶴飛脚ニて急肥後所へ可遣候、已上、
肥後状平野四郎・太郎四郎状見申候、鷹無事ニ居候ハ、肥後状のことく、
水野勝成日向殿へ可遣候、少も心かゝりの事候ハ、無事候、其方への状ニツ返し申候、

横縦一八・八四種

以上

十一月一日

加々山司政主馬殿

越

加々山主馬殿
坂崎内膳殿
高見権右衛門殿

11 細川忠利注文（折紙、自筆）

横縦三一・四種

一、御ふく 十

（細川忠興）
三斎様

一、廿枚 金

一、もうせん

一、とろちやうし

13 細川忠利書状（縦紙）

横縦一七・七七種

（細川忠興）
三斎様為御見廻此者差下候間、申候、

一、方々へ御返事遣候事、

一、我等事、其元へ下ル由申候哉、此方ニハ不存候、三斎様御下向、又肥後光尚
下り候ニ、何之用ニ我等下り可申候哉、其元之沙汰可申越候事、

又肥後細川

一、木形・絵図、(酒井忠勝) 講岐殿御披露、御機嫌之由、得其意候、

二、若下ル事可在之かと、江戸ニ在之ものニ付菓子迄申越、満足候事、

三、有馬(黒田忠之) 焼り候上ハ、見計、音信可仕候事、

四、我等と右衛門佐殿島原へおそきはやきの、(徳川義直・同類宣) 両大納言殿・(井伊直季) 掃部殿御申候

事、聞届候、

五、今程ハ我等仕様よき様ニ申候由、心得候事、

六、宗琢(片山平井近) 験庵へ参申様、聞届候、織部(親英) 宗琢へ参、加様ニ方々之取沙汰ニ而

候、間から黒田へハ不申通候ニ、おさなかましきさた在之由、一狂成

儀ニ候、絵図之儀も上使(酒井忠知) 御前へ上り候を見候而申付候、其上人之手前

ハ間数も不存候、委細者酒因幡被見候間、因幡口を聞召可被仰上候由申

下シ候、此段宗琢へ申、おかしさたニ而候間、此段宗琢などへハかたり候て置候へと我等申越由、可申候事、

七、肥後事、伊豆殿(松平信綱) ら御左右可被仰候間、それ迄ハ休足可仕由御申候、定而

江戸へ得、御意ニ参たると存候、更共、はや三月一日之晚ニ熊本へ参候

八、十五日ニ熊本を立候へハ、中十三日休候間、一段よく候、此段講岐

殿・大炊殿(全井利勝) へ急度可申候、右之程休候間、伊豆殿御左右を待不申、罷立

由、可申候事、十五日之内ニ御左右可被仰哉ハ、不存候事、

九、御姫(徳川家光女千代姫) 様御祝言ニ付而監物差下シ候ニ、具ニ申候事、

十、柳生(家矩) 刑部殿之事、にかく敷煩ニ候事、

十一、柳生殿ハ勿論黒田殿と間よく候、又我等事も、黒田殿はとニ無之候とも、別ニあしくも候ましく候、中左事ハ人之中なしたるへく候、中く

左様之表裏成心なき人ニ而候、可得其意候事、

十二、二月廿七日両通之書状相届、披見候、爰元別ニ替儀も無之候、謹言、

(寛永十五年)
三月十二日

松野織部殿
(親英)

越

加々山主馬殿
(司政)

横田權佐殿

14 細川忠利書状（折紙）

已上、

三月十七日・十八日・廿一日三通之書状、一々披見申候、此飛脚兩人、

井上筑後殿・村越(正重) 七郎左衛門殿へ態進候、其心得候而持届可申候、

一、上様ハ弥御機嫌よく、品川・浅草御城廻切々御鷹野被遊候由、得其意候事、

二、三斎様へ為上使酒(酒井忠勝) 讀州御出、口上之様子得其意候事、

三、有馬之城之儀ニ付而色々沙汰申越候、得其意候、とかく上使衆御下之上

ならてハ、必定ハしれましく候、我々無事候、可心易候、謹言、

五月十日之書状披見候、

15 細川忠利書状（折紙）

四月十二日
(寛永十五年)
忠利（花押）

松野織部殿
(親英)

加々山主馬殿
(司政)

横田權佐殿

縦三四・五〇
横四九・五〇
幅

一、柳生殿へ白はれいた五間・萌黄はれいた五間、肥後被申付、
主馬持參
(加々山司政)

二、柳生殿へ白はれいた五間・萌黄はれいた五間、肥後被申付、
主馬持參
(加々山司政)

松野織部殿
(親英)

忠利（花押）

縦三六・四
横五一・八
幅

仕、有馬表手負・死人之儀付而、佐渡・(松井與長)頼母判形之目錄之通、口上二書
状之趣申入由、得其意候事、
一、(酒井忠勝)讃岐殿ら自筆之状請取候、謹言、

一、其元御隙明候ハ、九州衆不残島原へ可参由、御(入院)兩被仰越候、御隙之明
候時分を計可参由、此方にて不知儀ニ候条、何時も得御意時分可申越

候、謹言、

五月廿五日 忠利(花押)

松野(親英)織部殿

加々山主馬殿

田中兵庫殿

六月十六日 越(花押)

加々山(司政)主馬殿

落合勘兵衛殿

門池次郎兵衛殿

16 細川忠利書状(折紙)

縦二八・二
横五二・二
纏

猶々、若未逗留申候而、爰元知行など違候共、跡々妻子之事可心易
候、已上、
便宜候間、申候、其方事、永々逗留一人太儀候、其許二人無之候間、肥後(細川)
光尚 次第第二可仕候、永々下々まで苦勞仕事ニ候、此金子百両遣候、定而隙明次
第可帰候、隨分肥後ためよき様ニ肝を煎可申事肝要候、謹言、

六月廿五日 忠利(花押)

加々山主馬殿

縦三三・六
横四八・六
纏

18 細川忠利書状(切紙)

縦一八・六
横九・六〇
纏

十一月十日之状見申候、以上

正月十日 越(花押)

加々山(司政)主馬殿

17 細川忠利書状(折紙)

縦三三・六
横四八・六
纏

以上、

大坂ら我等者ニ御渡シ候加民・野々山殿ら之御状、四国路風惡敷候て只

今参候、延引候へ共、持せ進之候、
一、(馬場利重)三郎左衛門殿へ御兩人ら之御状、只今進之候、可然右之理可申候事、

追而申候、(酒井忠勝)酒讚岐殿ハ、此状之趣御存シなく候者ふしんニ候ハん間、唯今
遣候書状之返を、さぬき殿へ参可申候、次柳生(金庭)但州へ状遣候間、可届候、

以上、

三月廿二日

越

龜井能登殿
(細川光尚)
肥後所への状、遣候、
可届候、以上、

松野親英
おりへ殿
(加々山可政)

主馬殿
(儀田)
権佐殿

20 細川忠利書状（折紙）

縦三〇・三
横四五・八
纏

尚々、此状以前ニ其元を出候者、立帰普請之儀見候ニ不及候、
小姓頭共へ之状見申候、思外はやく參著候、其元普請所大形頼母相談申候
て可帰候、人ハ追々遣事ニ候間、沢山ニ可有之候、小々姓共者迄參候へと
申付候、水のつき候様子、當座左様ニ水入候哉、しほ時時計の儀ニて可有
之候、はやひき候哉、其事計聞度候、有吉立道左近右衛門ニも此由申候て、其方と
跡先ニ罷帰候へと可申候、帰ニ川尻之つゝミを能々見候て可參候、謹言、

六月四日
(司政) 加々山主馬殿
越（花押）

21 細川忠利書状（堅紙）

縦三三・四
横四八・五
纏

伊丹康勝
播磨殿へ参可申候ハ、兼從萩原殿知行之事、并禁中へ御付被成候か、若又豊国
なども被立置候ハ、加様之所の御奉行か、如何様似合敷役を被仰付、知
行も上方ニ而似合敷様ニ被仰付被下候様ニと、伊丹忠勝讚岐殿へも申候、此段何と
事持此度明申候様ニ頼存候、左様之儀も不罷成候ハ、方豊後之知行地形
ニ而被下候様ニ仕度候、如御存知、萩原被取候知行所ハ、御藏納御算用之

時も萩原知行之村付ハ入申間敷候、然共、年月以八木物成を相渡シ申候
故、今以小笠原殿^{志知}配分ニ而參候故、弥仕かたく迷惑被仕候、萩原殿親吉^兼
田事、被任侍従、禁中之御番被勅候、其儀紛無御座候間、被加公家候
ハ、院御所様院御所様へ被付候様ニ仕度候、此儀^{主井利}大炊
殿・讚岐殿へ被仰届、御次而を以立、御耳様ニ頼存候、萩原儀、稻丹後殿
を以被、仰遣候時も、右之段申上候へハ、先此度者此前之ことくと被仰
候、何様過分之御知行拌領仕、何之御役も無御座候而罷有衆、日本ニ無御
出候キ、此度公家衆之儀方可被仰出候間、奉頼候由、御両人へ可被仰
座儀候、吉田之家之事など隨分被心得候、以上、

右之通、播州へ具ニ可申上候、以上、

七月十六日
(司政) 加々山主馬殿
越

22 細川忠利書状（折紙）

縦三三・四
横四八・六
纏

八月十七日
(加々山司政) 主馬・龜丞書状披見候、
(丹羽政吉)
一、年寄共より今度申越候状之一書之内、

一、阿部權兵衛さばき申、御家中惣米之利分を取立申候而、来年御普請

御家中御役入用之積、当春書付上置申候借シ銀ニかし申候様ニ、

権兵衛ニ申付候事、

一、家中惣米利分を取立、役人ニかし可申由、見え申候、是ハ同事ニて候、
其上、右申下候ことく、道作銀之八木まで取立、上方家中借銀之米ハ相
返可然仕候間、其段年寄共へ申遣候事、
一、右ニ書上候借シ銀之通、家中惣米より取立、上候ものニかし可申由、今
度申越候、此度者物成取候而參候上ハ、不入事候、其上石・くり石・普
請道具ニ至迄悉こしらへ、石も町場へよせ、きり候てをき申候、兵糧ハ

上様より被下候、取急き候計之普請いつか仕たる事有之候哉、其上侍も半分ニ仕候間、縦借銀入候共、少々仕たるへく候間、不入事と存候事、一年寄共へもかし候へて不叶わけニ極候ハ、申越候ことく、惣米之内此方ニハ不存儀候間、家中のため可然様ニ可仕候由申遣候間、物米之利分を出し候ニ極候ハ、我等上方之借銀ニ出候銀子之内を○渡シ、上方之

渡シ

九月七日

越

借銀を家中へ借シ可申候、此儀を内證ニふくミ相談可申候、謹言、

霜月八日

越中

長岡右馬助殿

加々山主馬殿

丹羽龜丞殿

河喜多五郎右衛門殿

加々山主馬殿

一、豊斎、徳勝院と談合可申なと、申越候、中へ豊斎才覚ニ調申間敷候、

あしく仕なし候ハぬ様ニかたく可申候、

一、主馬ハはや先へ下可申候間、右馬助此状披見候ハ、主馬所へ可被遣

三、禪重改

候、謹言、

23 細川忠利書状（折紙）

横三二・五種
四六・三種

尚々、未京ニ右馬助逗留候ハ、近衛殿之心中のおく□聞すヘ可申候、又女忠利室千代姫とも事、世上ニも氣のちかひ候様ニ申候哉、氣隨之様ニ京中ニさた申候也、知人方のものニよく被聞候而可被下候、以上、

十月廿二日之書狀披見候、

一、阿野殿を以〔信意〕近衛殿へ申候様、又返事よく候、此度ハ一礼までにて候、

其上何事ニても主人の上をはからひ、中にて返事申候事、下々として不成由申候ハ、きれたるにても無之候、

一、主馬〔加々山司政〕ニ申候、宗如殿へ右の段々申候而、從宗如殿松倉半平所へ飛脚に

ても使者ニても被遣候分ニ被成、御状之上包なし此方へ被下候ハ、

使者にても飛脚にても申付、可遣候、但半平所へハ宗如殿も態飛脚を遣、松倉所へハ此ニ御頼候間、半平成ほと肝煎候様ニと被仰遣候様ニ可申候、松倉所へハ態使者を被遣候分ニ御状可被遣候哉、能々宗如殿と談合可申候事、

24 細川忠利御書付（切紙、自筆）

横五一八・四種
五二・八種

ふるまひノ事、はやとしより衆やとへ御かへり候て、たんかう成不申候ハ、〔井利勝〕大炊殿へ参、上やしきせはく御さ候へとも、ちかくにてと存、申入候、肥後辻領之しうキふるまいハ□下やしきにてと存候へハ、各様、さま様之御心へにて、此度御さ可被成よしニ候、左候ハ、七五三、五々三などの様なる御ふるまひニ可仕哉、たゞいわひ候て、金銀ニ仕、物もまいりすキやうニ可然哉と、可得御意候、以上

25 細川忠利御書付（堅紙、自筆）

横三二〇・四種
四六・七種

〔端裏結封〕
〔墨引〕

きんノちやうし・ひさけの事、ひさけを見申候ニ、からく候てあしく候間、ちやうしをハおもきやうニ可仕候、ゑをあかく丹にて仕候ハ、可然候

（155） 東京大学史料編纂所所蔵「加々山文書」（松澤）

26 細川忠利書状（切紙、自筆）

縦一五・八纏

已上、

書状見候、夜更七郎右衛門殿へ参候事不入候、可心安候也、

立允無事候由、唯今申来

(松野親英)
おりへ殿
(加々山司政)
主馬殿

27 細川忠利御書付（切紙、自筆）

横縦一〇〇・〇〇纏

ミかん遣覚

一、明後日一日二、ひた殿へ三百可遣候間、入物可申付候、但かこ一ツかに、
二、ふんこよこめ衆へ二百つゝ、ひけこ二ツ、これも廿二日ニ可遣候間、先
へ飛脚を遣おキ、かち小姓を所をくりニ可遣候、

28 細川忠利客組書上（折紙、自筆）

横縦一九・六纏

中なこん殿
(志水元五力)

刑部
伯耆
(細川興孝力)

清左衛門
助進
(坂崎成政)
(機山重嘉力)

三日之晚
飛脚下候間、申候、谷内藏允年頭之為御名代罷下候二十一月三日之状、

31 細川光尚書状（継紙）

横縦一五六・六纏

二月廿三日
加々山主馬首殿

六（花押）

言、

拵々之見まい一入ニ候、我等一段無事ニ候、以上、

重而為見廻態差越飛脚、殊更三尺繩并菓子壺箱到来、遠路度々別而祝着候、弥廿五日ニ可帰候間、可成其意候、猶丹羽龜丞・田辺平助可申候、謹

30 細川光尚書状（折紙）

横縦三六・二〇纏

加々山司政
かゝ山主馬ニ此状可遣候、めてたくするの吉左右申越候へと可申候、文ハ十六日ノ日付也、
(浅野力)
七左衛門

29 細川忠利御書付（切紙、自筆）

横縦一四五・八纏

事、
一、其方上候刻申上候事具ニ申上之由ニテ、一ツ書を以申越、一々得其意
候、銘々返事不申候事、
一、貴田角右衛門・須佐美権丞、方々へ音信などの事我等ニ可申付候由、被
仰出候通、奉得其意、はや三右衛門などニ申付候事、
一、武田道安へ之御音信之儀、越中様御意之通、御尤奉存候、則被上候前
候、右之二ヶ条之通申付候段、越中様へ可申上候事、

一、長岡式部少輔

(松井寄之)

十一月廿八日ニむすこ繁昌之由、目出度儀共候、祚夫、

(ママ)

越中様も事之外御満足之由、左様ニ可在之儀候、追付様子候て使者を上

(松井寄之)

ケ候間、其節式部少輔ニも祝儀ニ状など可遣候、又佐渡守内儀へも祝儀

(松井與長)

可申候事、
(細川興孝)

一、同名刑部へ之かし銀之事、越中様御意之通申越、一々得其意候、是又

(細川忠興)

御尤之御意候、爰元ニての様子、淵底其方存之儀候付、委不申候、道具

(小笠原長元)

などの儀も其方申所一段尤候、如何様備前など相談候て、様子不苦様可

(吉保)

仕候事、
(細川忠興女)

一、野雁之羽之儀、歌伽羅之事申上候処、御鷹野乃被成御帰可被下候由被仰

(吉保)

出之通、得其意候、謹言、

肥後

(寛永十六年)
正月五日

光利
(花押)

加々山主馬首殿
(司政)

32 細川光尚書状（折紙）

縦三七
横五二
二四種

態堀平左衛門尉差下候、

一、忠利様御仕置万事無相違様ニ可相守事、

一、為國家悪敷成可申儀見聞候ハ、少も無遠慮年寄共ニ申聞□小事之大事

ニ不成様ニ相済可申事、

一、六人之者共挨拶之儀者不及申、年寄共・奉行共ニも私を不立和合仕候様ニ可仕候、私を立不和ニ候ヘハ、為國家能様ニと存ものにてハ有間敷候間、可得其意候、尚平左衛門尉可申候、謹言、

肥後

(寛永十八年)
卯月十一日

光貞
(花押)

道家左近右衛門尉殿
(立成)

平野九郎右衛門尉殿
(長之)

(政吉)

丹羽龜之丞殿

(司政)

坂崎内膳正殿
(成政)

(景吉)

加々山主馬首殿

(司政)

朝山斎助殿
(成政)

(景吉)

坂崎内膳正殿
(成政)

(景吉)